

(参考) 住民税均等割非課税・所得割非課税相当限度額〈早見表〉

	均等割非課税		所得割非課税	
	給与収入	所得	給与収入	所得
扶養なし	97万円以下	42万円以下	100万円以下	45万円以下
扶養1名	148万円以下	93万円以下	170.4万円未満	112万円以下
扶養2名	190.4万円未満	125万円以下	221.6万円未満	147万円以下
扶養3名	236万円未満	157万円以下	271.6万円未満	182万円以下
扶養4名	281.6万円未満	189万円以下	321.6万円未満	217万円以下
障害者等	204.4万円未満	135万円以下		

※1 給与収入は、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表より算出

※2 扶養5名以上の場合など、次の算定式で確認ください。

前年中の合計所得金額が次の金額以下の人

【均等割非課税】 $32 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + 1) + 10 \text{万円}$
 $+ 19 \text{万円以下の人}$

【所得割非課税】 $35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + 1) + 10 \text{万円}$
 $+ 32 \text{万円以下の人}$

※3 年金収入の人…公的年金等控除額 (一例)

65歳未満 130万円以下 60万円

65歳以上 330万円以下 110万円

公的年金収入のみで単身世帯の場合、非課税となる例

65歳以上…年金収入 152万円以下の人、65歳未満…102万円以下の人

※4 所得割非課税 (均等割のみ課税) は扶養人数での計算とは別に、所得額－所得控除額
 ≤ 0 の場合も該当となることに注意